

大阪市此花区役所保健福祉課(子育て教育) 臨時的任用職員(事務職員)募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

保健福祉課(子育て教育)では、児童手当、こども医療費助成、保育所入所、ひとり親家庭支援及び教育支援などに関する業務を所管しています。

臨時的任用職員には、次に掲げる業務に従事していただきます。

- ・業務システム入力業務・申請書類等審査業務
- ・窓口対応・電話対応・郵便発送業務
- ・その他保健福祉課(子育て教育)における各種業務補助 等

3 応募資格

- (1) ワード・エクセルなどパソコンソフトの基本的な操作ができる者
- (2) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない者

(欠格条項)

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※上記受験資格をすべて満たす者が応募できます。

4 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日 (木) から令和 8 年 12 月 31 日 (木) まで

※任用期間は、勤務態度等を総合的に勘案し、延長する場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分（休憩 45 分）

※月に 1 回程度、金曜日の延長開庁対応のため、午前 10 時 30 分から午後 7 時まで（休憩 45 分）に従事する場合があります。

1 日 7 時間 45 分、週 5 日勤務

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(3) 勤務場所

大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号 大阪市此花区役所保健福祉課（子育て教育）

(4) 給料

月額 227,824 円（地域手当含む。令和 8 年 8 月現在）

※その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）があります。

※職歴などがある方については、その経歴に応じて初任給が加算されることがあります。

(5) 休暇等

「臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与されます。

(ア)年次有給休暇 5 日

(イ)特別休暇

忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇 等

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金（日本年金機構）、雇用保険

(7) 服務

「地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程」の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと、申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験 (試験時間 15 分程度)

7 選考日時

令和 8 年 9 月 9 日 (水) 10 時 集合 (時間厳守)

※試験時間等の詳細については、採用申込書に記載された連絡先に連絡します。

8 選考会場

此花区役所 3 階 講堂 A

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号

9 申込方法

次の書類等を持参または郵便で送付してください。なお郵便の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市臨時的任用職員 採用申込書（子育て教育担当分） 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限ります。(A4 サイズで印刷したもの)

- (2) 申し立て書 1 通

※本市所定の様式に限ります。(A4 サイズで印刷したもの)

○採用申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア. 申込期間

令和 8 年 8 月 24 日 (月) から令和 8 年 8 月 28 日 (金) まで

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)

イ. 申込書受付場所

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号

大阪市此花区役所総務課 (32 番窓口)

- (2) 郵便で送付する場合

ア. 申込み期間

令和 8 年 8 月 24 日 (月) から令和 8 年 8 月 28 日 (金) まで (必着)

イ. 申込書送付先

上記 (1) イと同じ

※「大阪市此花区役所臨時的任用職員（事務職員）採用申込書」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

○結果の発表

選考結果については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

※お電話などによる選考結果のお問い合わせは、ご遠慮ください。

10 その他

- この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

申し込みについて 此花区役所総務課

電話 6466-9625

業務内容について 此花区役所保健福祉課（子育て教育）

電話 6466-9848

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと